

教育に資する団体会員創設

背景：

現在の会員数の構成は、個人会員：708名、団体会員：218社（950.5口）、準会員4名となっている。

しかしながら、教育・研究に携わっている機関で、団体会員であるのは、大学は1校、高等学校は5校、高等専門学校は1校、の合計7校にとどまっております、日本建築協会の活動が、当該分野において、幅広く知られるところとなっていない。

また、1917（大正6）年の創刊から今年6月で第1227号となった「建築と社会」誌は、すべてのバックナンバーがデジタルアーカイブ化された貴重な建築史資料であり、学術研究でのさらなる活用が期待される。

一方、複数の教育関係者の方に伺ったところ、「教育」という言葉が入った「団体会員名称」があれば、研究費で入会しやすいというご意見があった。

以上から、新たな団体正会員名の検討を行った、

参考：教育に資する団体会員の主なメリット

- ユニークで新鮮な内容を誇る協会誌「建築と社会」が毎月届く。
- 教育機関に所属する教員、学生、生徒皆様が、協会誌「建築と社会」すべてのバックナンバー（アーカイブ資料）をWebで閲覧でき、各人の、研究、研鑽に活かすことができる。
- 話題の建築物や一般では未公開の施設等の見学会や建築関係の著名な講師の講演会に会員割引で参加できる。
- 協会所蔵の建築関係の貴重な図書・資料の閲覧等ができる。
- 協会ホームページでの「会員様からのお知らせ」へ投稿することができる。
- 協会誌「建築と社会」に建築作品、研究報告、レポート、ニュース等を投稿できる。
- 「建築科優秀卒業 学生・生徒」の表彰制度の対象校になる。

以上

教育に資する団体正会員について

定款 変更箇所(案)

旧	新
<p>第3章 会員 (構成員)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の3種とし、個人正会員及び団体正会員(以下「正会員」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(1) 個人正会員 建築又はこれに関係ある職務を有し、相当の学識又は経験を有する者</p> <p>(2) 団体正会員 建築又はこれに関係ある事業を営む法人又は団体</p> <p>(3) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人正会員以外の個人</p> <p>2 個人正会員で学識経験者又はこの法人に対する功績が顕著な者は、理事会の推薦により総会の決議でこれを名誉正会員に指名することができる。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、理事会で定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 法人又は団体の会員は、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。</p> <p>3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。</p>	<p>第3章 会員 (構成員)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の4種とし、個人正会員、団体正会員及び教育に資する団体正会員(以下「正会員」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(1) 個人正会員 建築又はこれに関係ある職務を有し、相当の学識又は経験を有する者</p> <p>(2) 団体正会員 建築又はこれに関係ある事業を営む法人又は団体</p> <p>(3) 教育に資する団体正会員 建築又はこれに関係ある教育、研究を行う大学、高等専門学校の研究室、講座、及び高等学校等の組織</p> <p>(4) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人正会員以外の個人</p> <p>2 個人正会員で学識経験者又はこの法人に対する功績が顕著な者は、理事会の推薦により総会の決議でこれを名誉正会員に指名することができる。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 会員として入会しようとする者は、理事会で定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 法人、団体又は教育に資する団体の会員は、法人、団体又は教育に資する団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。</p> <p>3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。</p>

定款細則 変更箇所(案)

旧	新
<p>第1章 会員及び会費</p> <p>第3条 会費は次のとおりとし、分納することができる。</p> <p>(1) 定款第5条第1項第1号による者(個人正会員) 年額金14,400円</p> <p>ただし、遠隔の地で、支部のない地方の正会員 年額金12,600円</p> <p>(2) 定款第5条第1項第2号による者(団体正会員) 1口につき年額金25,000円</p> <p>(3) 定款第5条第1項第3号による者(準会員) 年額金8,400円</p>	<p>第1章 会員及び会費</p> <p>第3条 会費は次のとおりとし、分納することができる。</p> <p>(1) 定款第5条第1項第1号による者(個人正会員) 年額金16,000円</p> <p>ただし、遠隔の地で、支部のない地方の正会員 年額金14,000円</p> <p>(2) 定款第5条第1項第2号による者(団体正会員) 1口につき年額金28,000円</p> <p>(3) 定款第5条第1項第3号による者(教育に資する団体正会員) 1口につき年額金28,000円</p> <p>(4) 定款第5条第1項第4号による者(準会員) 年額金9,000円</p>

委員会の新設

背景：

「講習会小委員会」では、実務講習会(講習内容：積算仮説見積もり、施工計画)を、年1回開催している。

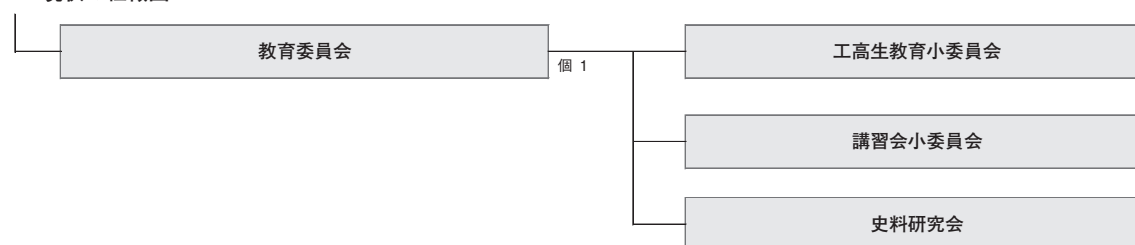
受講者数の推移はコロナ禍前の2015年度には86人であったが、2019年度には65名と漸減傾向となっていた。2020年度はコロナ禍の影響で開催がなかったこともあり、その後、2021年度に講習会は再開されるも受講者数は39名となり、2023年度には35名と減少している。

一方、受講者へのアンケートでは、講習内容に対する評価が高いことから、講習会への潜在ニーズはあると思われる。以上より、活動を強化することが急務と考えられる。

対策：

現在、教育委員会の下部にある「講習会小委員会」を「講習会委員会」へ格上げし、委員長を選任するとともに、活動・プレゼンスの強化を図る

1. 現状の組織図



2. 講習会委員会新設後の組織図

